第68号議案

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年12月25日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条第3号及び第79条の規定により教育委員会が定める久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校の学年始休業日を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校等管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則 第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4月4日まで(当該期間に日曜日及び土曜日 が含まれる場合は、4月5日まで)」を「4月6日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第3条 休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第61条各号(同規則第79条で準用する場合を含む。)に規定する 日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める日は、次のとおり 昭和32年7月15 4月1日から4月6日まで ○人留米市立小中学校等管理規則 \mathbb{R} 改正後 密 密 (1) 学年始休業日 総則 第1条・第2条 6 然 (2)~(6) 器 第1章 第4条~第2 (休業日) とする。 $2\sim 6$ 新旧対照表 Ш 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 4月1日から4月4日まで(当該期間に日曜日及 第61条各号(同規則第79条で準用する場合を含む。)に規定する 日とし、同条第3号に規定する教育委員会が定める日は、次のとおり Ŋ 昭和32年7月1 久留米市立小中学校等管理規則 (昭和32年教育委員会規則第6号) 4月5日まで) 〇久留米市立小中学校等管理規則 び土曜日が含まれる場合は、 密 (1) 学年始休業日 総則 第3条 休業日は、 98条 第1条・第2条 第1章 第4条~第2 (休業日) $(2)\sim(6)$ $2\sim 6$

Ш

年度始めの始業式の日程について

1 目的

学校では、年度初めの始業式までの間、学級づくりや授業びらきの準備に加えて、年度 当初にさらに増大する様々な事務を限られた期間内に行う必要があります。

加えて、初任者(令和5年度は、小中学校の初任者86人のうち54人が新卒者)や転任した教員は、教員としての職務そのものや赴任先の学校に習熟することも必要になります。

こうした事務の増大に対し、年度始めの始業式までの期間が時間的に厳しくなっており、新学期の円滑な学級づくりや授業びらき等に影響を及ぼす恐れがあるため、始業式の日程を見直すものです。

2 現行

市立小中学校等管理規則では「学年始休業日は、4月1日から4月4日まで(当該期間に日曜日及び土曜日が含まれる場合は4月5日まで)」と規定されています。よって、 学年始めの始業式は、類型別に次のようになり、準備期間は最短で3日になります。

4月	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	類型(準備できる日数)
R 1	月	火	水	木	金	土	全て平日(4日間)
R 2	水	木	金	土	日	月	土日どちらかを含む (3日間)
R 5	土	日	月	火	水	木	土日とも含む (3日間)

(網かけした日が始業式)

3 学級づくりや授業びらき等のための主な準備

担任の指導は、学級運営や児童生徒の安全安心に直結します。特に年度初めの数日間は、その後の教育活動に大きく影響しますので、準備の度合いが重要になります。

(1) 学級づくり

学期が始まると、給食・掃除・登下校指導等がすぐに始まります。そのため、計画 やルールづくり(座席配置・時間割・給食や掃除・朝の会や帰りの会・学級通信・係 活動や日直等)、学習環境づくり(名簿・教材・名札・掲示物・コンピュータ端末・学 習用具・くつ箱・掃除用具・机いす等)を行う必要があります。

(2) 児童生徒の把握

氏名と顔・家庭環境・自宅の位置等の基本的なもの、持病や服薬状況・アレルギー等の安全安心に関わるもの、前担任からの引継ぎ・友人関係・学力状況・配慮が必要な事項など、多岐にわたる情報を把握する必要があります。

(3) 学校・学年の準備

担任する学級だけでなく、学校運営も始まるため、制度やマニュアルの確認(いじめ防止・エピペン使用・緊急事態対応・不登校対応・不祥事防止等)、担任や校務分掌の決定、各種行事(始業式・入学式・研修)の準備、児童生徒の情報共有、校務支援システムやクロムブック等の設定・確認などを行う必要があります。

(4) 授業準備

教材研究や授業の指導案の作成を行う必要があります。

(5) 職員体制の構築

配置数が多い新卒者を含む初任者への指導や、教員等が不足した場合の人材確保が 必要になります。

4 日程の見直し

年度始めの始業式を4月7日(その日が週休日のときは直近の平日)とし、最短でも準備期間として4日間を確保できるようにします。

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	準備日数
R 6	月	火	水	木	金	土	日	月	火	4→5日間
R 7	火	水	木	金	土	日	月	火	水	4日間
R 8	水	木	金	土	日	月	火	水	木	3→4日間
R 9	木	金	土	日	月	火	水	木	金	3→4日間
R 10	土	日	月	火	水	木	金	土	日	3→4日間
R11	口	月	火	水	木	金	土	日	月	3→5日間
R 12	月	火	水	木	金	土	日	月	火	4→5日間
R 13	火	水	木	金	土	日	月	火	水	4日間
R 14	木	金	土	日	月	火	水	木	金	3→4日間
R 15	金	土	日	月	火	水	木	金	土	3→4日間
R 16	土	日	月	火	水	木	金	土	日	3→4日間
R17	日	月	火	水	木	金	土	日	月	3→5日間
R 18	火	水	木	金	土	日	月	火	水	4日間
R 19	水	木	金	土	日	月	火	水	木	3→4日間
R 20	木	金	土	日	月	火	水	木	金	3→4日間

(網かけした日が現行の始業式・白抜きした日が改正後の始業式)

5 実施時期

令和6年4月1日

第69号議案

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年12月25日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立青峰小学校を高良内小学校に統合することに伴い、高良内 小学校の通学区域を変更する必要があるため、規則の一部を改正しよう とするものである。 久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則(平成17年久留米市教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) 第5条第2項及び第6条の規定による就学予定者が就学すべき小学 校又は中学校の指定について、必要な事項を定めるものとする。

第2条第2項中「別表第2」を「、別表第2」に改める。

第3条第1項中「規定による」を「規定により教育委員会が指定する」 に改め、「の指定」を削る。

別表第1高良内の項中「高良内町」の次に「、青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目」を加え、同表青峰の項を削る。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則(平成17年久留米市教育委員会規則第25号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(月段)	(瀬)
第1条 この規則は、久留米市立の小学校及び中学校の通学区域を	第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340
定めるところにより学校教育法施行令(昭和28年政令第340	号)第5条第2項及び第6条の規定による就学予定者が就学すべ
号)第5条第2項及び第6条の規定を実施することを目的とす	き小学校又は中学校の指定について、必要な事項を定めるものと
0,000	¥2°
(通学区域)	(通学区域)
第2条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。	第2条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。
2 中学校の通学区域は別表第2のとおりとする。	2 中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。
(指定)	(指定)
第3条 学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定による就	第3条 学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定によ
学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定は、原則として当	り教育委員会が指定する就学予定者が就学すべき小学校又は
該就学予定者の住所地を通学区域とする小学校又は中学校とす	中学校は、原則として当該就学予定者の住所地を通学区域とす
võ	る小学校又は中学校とする。
略	是

	現行		改正後(案)
別表第1 🤅	別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)	[2条関係]
久留米市.	久留米市立小学校通学区域	久留米市立	久留米市立小学校通学区域
校名	町名	校名	町名
留	中	盘	
高良内	高良内町、御井町の一部	高良内	高良内町、青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目、御
器	中		井町の一部
大橋	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川	盘	暑
青峰	青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目	大橋	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川
津粗	荒木町白口の一部、大善寺町宮本の一部、津福今町の	津橿	荒木町白口の一部、大善寺町宮本の一部、津福今町の
	一部、津福本町の一部、野伏間一丁目の一部、安武町		一部、津福本町の一部、野伏間一丁目の一部、安武町
	安武木の一部		安武本の一部
器	mA	略	略
附則	略	附則	屋
附則	附 則(令和2年7月28日教育委員会規則第5号)	附則	則(令和2年7月28日教育委員会規則第5号)
この規則は、	この規則は、令和3年4月1日から施行する。	この規則は、附別	この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附
		<u>ニの規則は、</u>	令和7年4月1日から施行する。

第70号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱に ついて

上記の議案を提出する。 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の 委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の 規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏 名	所 属	任期
知識経験者	はみず けいすけ 清水 啓介		令和6年1月1日 から 令和6年11月30日 まで

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

※は新委員

区分	[E		親	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会
"	やまさき けぶん 山崎 ケブン	11	やまさき けぶん 山崎 ケブン	n,
II	たずみ かずや 田住 和也	II	たずみ かずや 田住 和也	n,
II	esson esti 長野 哲	II	たがの きに 長野 哲	II
JJ	metan a pac 秋永 峰子	11	*************************************	II
,,	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
JJ	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	※ ^{L&f} thystol ※ 清水 啓介	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学 校の父母教 師会の役員	高良 歡史	久留米市立山本小学校 PTA	高良、歓史	久留米市立山本小学校 PTA
,,	nplt tivit 岩下 大輔	久留米市立良山中学校 PTA	岩下大輔	久留米市立良山中学校 PTA
市立小中学 校の校長	abul in it is not	久留米市立篠山小学校	ならはし えっこ 楢橋 閲子	久留米市立篠山小学校
"	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校
"	a S e tiete 荒木 修	久留米市立荒木中学校	あらき おざむ 荒木 修	久留米市立荒木中学校
市立小中学 校の教職員	^{みずき} てるこ 水城 輝子	久留米市立北野中学校	^{みずき} てるこ 水城 輝子	久留米市立北野中学校
市の職員	秦美樹	協働推進部	秦美樹	協働推進部
JJ	豊福 由紀子	子ども未来部	豊福 由紀子	子ども未来部

〇 久 留 米 市 立 小 中 学 校 通 学 区 域 審 議 会 規 則 (抜 粋)

昭和 40 年 10 月 21 日 久留米市教育委員会規則第 6 号

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に2人以内とする。

(平 8 教規則 5·一部改正)

(委員)

- 第4条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は 委嘱する。
 - (1) 知識経験者
 - (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
 - (3) 市立小中学校の校長
 - (4) 市立小中学校の教職員
 - (5) 市の職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認めるもの (平8教規則5・平9教規則4・平25教規則19・一部改正)

(委員の任期)

- 第5条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第3条第2項の臨時委員の任期は、2年を超えない範囲内で当該特定の 事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、 当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱い により再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。
- 4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平8教規則5・一部改正)

第71号議案

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命又は委嘱 について

上記の議案を提出する。

令和5年12月25日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命又は委嘱について

久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則(令和元年久留米市教育委員会規則第5号)第4条の規定により、下記の者を久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員に任命する。

記

区分	氏 名	所 属	任 期
関連分野	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡 協議会	令和 6 年 1 月 1 日 から 令和 7 年 7 月 31 日 まで

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員 新旧対照表

※は新委員

5 A	旧:	 名 簿	新名簿			
区分	氏 名	所 属	氏 名	所 属		
	あかし よしひこ 赤司 善彦	大野城こころの ふるさと館	あかし よしひこ 赤司 善彦	大野城こころの ふるさと館		
有識者	ましだ よういち 吉田 洋一	久留米大学	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学		
	まつおか たかひろ 松 岡 高 弘	有明工業高等専 門学校	まつおか たかひろ 松岡 高弘	有明工業高等専 門学校		
1	だんじょう たつお 段上 達雄	別府大学	だんじょう たつお 段上 達雄	別府大学		
	ながまつ よしひろ 永 松 義 博	南九州大学	ながまつ よしひろ 永 松 義 博	南九州大学		
	こが まさみ 古賀 正美	久留米大学	こが まさみ 古賀 正美	久留米大学		
保存団体	まつえだ さよこ松枝 小夜子	重要無形文化財 久留米絣技術保 持者会	まつえだ さょこ松枝 小夜子	重要無形文化財 久留米絣技術保 持者会		
	たていし まさふみ 立 石 雅文	草野風流保存会	たていし まさふみ 立 石 雅文	草野風流保存会		
	_{あなみ えいぞう} 穴見 英三	久留米商工会議 所	あなみ えいぞう 穴見 英三	久留米商工会議 所		
	やつぎ えみこ 矢次 恵美子	NPO法人久留 米ブランド研究 会	やつぎ えみこ 矢次 恵美子	NPO法人久留 米ブランド研究 会		
関連分野	もりやま ゆきこ森山 有希子	久留米市市民文 化部生涯学習推 進課	もりやま ゆきこ森山 有希子	久留米市市民文 化部生涯学習推 進課		
	しみず けいすけ清水 啓介	久留米市校区ま ちづくり連絡協 議会	ふかやま かずよし ※深山 和義	久留米市校区ま ちづくり連絡協 議会		

○久留米市文化財保存活用地域計画協議会(抜粋)

令和元年7月1日 久留米市教育委員会規則第5号

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 市職員
 - (2) 福岡県職員
 - (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
 - (4) 学識経験者
 - (5) 商工、観光、まちづくり団体等の関係者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者 (任期)
- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

第72号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年12月25日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任 命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例(平成23年久留米市条例第35号) 第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命 する。

記

区分	氏	名	所 属	任期
学数奴	みぎた右田	たか し 孝 志	久留米大学人間健康学部スポ	
学識経験	石田	孝 心	ーツ医科学科	
14	堀	がでゆき	前保健医療経営大学	
	坂田	光弘	久留米市議会	
市議会	草場	が 晴	久留米市議会	
	やまさき山崎	ケブン	久留米市議会	
学校体育	**本	すり	久留米市中学校体育連盟	
于 仅 件 H	安藤	後貴	久留米市立竹野小学校	
	たてやま 竪山	初美	久留米市バレーボール協会	令和6年1月1日
関係団体	なな なな	楽雪	久留米市剣道連盟	から
等	世 中	太嘉子	久留米市カヌー協会	令和7年12月31日
77	中村	智美	総合型地域スポーツクラブ	まで
	野田	ができ 秀樹	(公財)久留米市スポーツ協会	
	井手	ひろし	障害者スポーツ指導員	
その他市	たなか田中	きみよ紀美代	久留米市スポーツ推進委員連	
長が特に	四十	礼夫八	絡協議会	
必要と認	こが きみこ子		久留米市スポーツ推進委員連	
めた者			絡協議会	
V /C /A	松藤	命 子	健康運動指導士	
	竹村	まさたか 政高	久留米市市民文化部	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

※は新委員

			※は新委員			
区分		旧名簿		新名簿		
	氏 名	所 属	氏 名	所 属		
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科		
) hw/iE-6/ E	堀 秀行	前保健医療経営大学	堀 秀行	前保健医療経営大学		
	まかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会	gart みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会		
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	草場 公晴	久留米市議会		
	^{やまさき} 山﨑 ケブン	久留米市議会	^{やまさき} 山﨑 ケブン	久留米市議会		
学校体育	きもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟	まもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟		
子仅件自	いわき きみこ 岩城 紀美子	久留米市立篠山小学校	※ 参加等 としき 安藤 俊貴	久留米市立竹野小学校		
	rht 敏治	久留米市野球連盟	* たてやま はつみ竪山 初美	久留米市バレーボール協会		
	つかもと みゅき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゅき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟		
関係団体等	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会		
	中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	^{なかむら} ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ		
	の だ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ 協会		
	井手 浩	障害者スポーツ指導員	井手 浩	障害者スポーツ指導員		
	たなか きみよ田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか き み よ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会		
その他市長 が特に必要 と認めた者	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会		
	*************************************	健康運動指導士	*^^*i	健康運動指導士		
	titus statu 竹村 政高	久留米市市民文化部	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部		

○ スポーツ基本法 (平成23年6月24日法律第78号) <抜粋>

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

- 第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に 関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他 の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。
- 久留米市スポーツ推進審議会条例(平成23年12月14日久留米市条例第35号)<抜粋>(設置)
- 第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の 規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置 く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会 の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。
 - (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が 任命する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R5.11.10からR5.12.9受付分まで ※区分の★は新規に申請があったもの

		バあったも	<u>もの</u>			
No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和5年11月19日(日) 13:00~17:00	ジュニア・ロースクール2023in 筑後地区	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会筑後部会館	後援	学校教育課
2	令和5年10月28日(土)14:45~16:00	「教えてこてじい」小嶋悠紀の発 達支援講演会	NPO福岡こども未来工房	アクロス福岡セミナー室	後援	学校教育課
3	令和5年11月26日(日)14:25~16:50	秋の教え方セミナーIN福岡	NPO福岡こども未来工房	福岡市健康作りサポートセ ンター あいれふ	後援	学校教育課
4	久留米市審査日:令和5年11月27日(月) 12:00~17:00 展示期間:令和6年1月25日(木)~30日(火)	福岡県小学校児童画展(久留米市審査、筑後地区児童画展)	久留米市小学校図画工作教 育研究会	児童画展審査会場:久留 米市東部(北野小)、中部 (上津小・南薫小)、南部 (みづま体育館) 久 留米市美術館	後援	学校教育課
5	令和5年12月上旬~11月末	第16回 こども絵画コンクール	福岡県遊技業協同組合(青年部会)	特設WEBサイトにて公開	後援	学校教育課
6	募集:令和5年7月1日(土)~令和5年8月31日 (木)表彰式:11月3日(金)	日本動物園水族館協会福岡県 地区会第48回児童および幼児動 物画コンクール	日本動物園水族館協会福岡 県地区会	久留米市鳥類センター	後援	学校教育課
7	令和6年2月16日(金)12:50~16:50 令和5年2月17日(土)8:45~12:45	令和5年度福岡教育大学附属久 留米小学校研究発表会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学附属久留米 小学校	後援	学校教育課
8	令和5年12月23日(土)·24日(日) 13:00∼ 15:00	劇場のおしごとたいけん2023	久留米市 事業制作課	久留米シティプラザ 久留米座	後援	学校教育課
9	令和6年2月24日(土)14:00~16:30	学力保障・向上 授業づくりセミナー	NPO福岡こども未来工房	久留米市立南薫小学校 せんだんホール	後援	学校教育課
10	令和5年12月16日(土) 10:00~16:00	サイエンスモールinくるめ2023 第2回	高等教育コンソーシアム久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
11	令和6年1月5日(金)・6日(土)	ドリームチケットプロジェクト	ライジングゼファーフクオカ 株式会社	久留米アリーナ	後援	学校教育課
12	令和6年1月14日(日)13:30~16:00	「私も会社で働けますか?」〜障害者雇用への取り組み〜 久留米市障害者問題啓発事業 地域障害者就労支援セミナー	特定非営利活動法人SNetく るめ	久留米市市民活動サポートセンターみんくる 会議室	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	2024年3月3日(日)13:00~16:00	第53回福岡県ろうあ者耳の日記 念集会	社会福祉法人福岡県聴覚障 害者協会	久留米シティプラザ ザ・グ ランドホール	後援★	生涯学習推進課
14	令和6年3月11日(月)18:30~20:30	MIN-ON 九州オリジナルコン サート Viento&和楽団 Japan Marvelous 〜九州大陸 大地の物語〜 "生きんば!"	一般財団法人 民主音楽協会	久留米シティプラザ ザ・グ ランドホール	後援★	生涯学習推進課
15	令和5年11月18日(土)11:00~18:00 ~ 令和5年11月26日(日)	久留米まちなか美術館2023 めぐって繋がるまちづくり No12	けやきとアートの散歩路	Gallery Earl Gray 蛍川公 園 真教寺 本泰寺 順光 寺 医王寺 ZIP ZAPギャラリー 市内 のcaféやレストラン	後援	生涯学習推進課
16	令和6年1月21日(日) 14:00~15:30	久留米連合文化会洋楽部コン サート「音楽の贈り物」	久留米連合文化会洋楽部	石橋文化センター共同ホー ル	後援	生涯学習推進課
17	2023年12月10日(日)9:00~12:00	こども餅つき大会	一般社団法人にこにこ人財 センター	久留米市合川町1772-1 (当法人敷地及び駐車場)	後援★	生涯学習推進課
18	2023年12月9日(土)、10日(日)、16日(土)、 17日(日)、 23日(土)、24日(日)10:00~16:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人くるぶら	御原校区コミュニティーセンター、善導寺コミュニティーセンター、久留米大学、御井校区コミュニティーセンター、鳥栖市若葉まちづくり推進センター、こすもす館	後援	生涯学習推進課
19	令和6年3月16日(土)・17日(日)10:00~16: 00	ワークショップコレクションin福岡 2024	特定非営利活動法人 CANVAS	九州大学伊都キャンパス イーストゾーン1号館	後援	生涯学習推進課
20	2024(令和6)年 1月14日(日)13:30開演	パペットシアターPROJECT	特定非営利活動法人舞台 アートエ房・劇列車	御井校区コミュニティセン ター・大ホール	後援	生涯学習推進課
21	①2023年12月26日(火)14:00~16:00 ②2024年1月13日(土)14:00~16:00 ③2024年1月28日(日)14:00~16:00 ④2024年2月17日(土)14:00~16:00 ⑤2024年3月9日(土)14:00~16:00 ⑥2024年3月27日(水)14:00~16:00	南校区における子どもの居場所 づくり	ミナミナこどもきち	①のみ:北牟田山集会所他:南校区コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
22	2023年12月23日(土)11:00~21:00	【久留米クリスマスマーケット】第 3回 マーメイドフェスタin久留米	マーメイドフェスタ実行委員 会	久留米シティプラザ 六角 堂広場	後援	生涯学習推進課
23	2024年1月13日(土)、1月28日(日) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00	親子で楽しく学べる体験型プログ ラム おみせやさんごっこ	キッズマネースクール ア セットラボ校	石橋文化会館 研修室B	後援★	生涯学習推進課
24	令和6年1月7日(日) 13:30開演予定	第52回市民ブラスコンサート ニューイヤー・バンド・フェスティ バル	公益財団法人久留米文化振 興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推進課
25	令和6年2月11日(日) 14:00~16:30	これからの地域活動を考えるシ ンポジウム	久留米市	久留米大学御井キャンパ ス みいアリーナ	共催	生涯学習推進課
26	令和6年4月19日(金)21日(日)10:00~18: 00 令和6年4月20日(土)22日(月)10:00~17: 00	池坊三潴支部花展	池坊 三潴支部	久留米シティプラザ展示室 I・Ⅱ	後援	生涯学習推進課

No	. 日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
27	令和5年12月15日(金)·令和6年1月15日(月) 16:20~17:20	かけっこ教室体験会	一般社団法人アスリートリンク	久留米総合スポーツセン ター 補助競技場	後援★	体育スポーツ課
28	令和5年12月3日(日) 9:00~13:00	知的障害を持つ子ども達へ向け てスポーツ教室	一般社団法人CORD PROJECT	久留米市荘島体育館	後援★	体育スポーツ課
29	令和5年12月24日(日) 9:30~16:00	令和5年度高校生ダブルス卓球 大会	久留米市卓球協会	筑後広域公園体育館	後援	体育スポーツ課

令和5年第6回(12月)久留米市議会一般質問回答要旨質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容			
<個人>				
山﨑 ケブン 議員	1 小・中学校の外国語教育について (1)外国語指導助手の活用状況について (2)年度途中のALTの変更について (3)今後 JET プログラムを通した雇用と直接雇用を増やす予定について			
堀田 洸太朗 議員	3 不登校児童生徒に対する市の対応について(1) 現状と要因について(2) 今後の取組について			
山下 尚 議員	1 市立小中学校への「チーム担任制」の導入について			
中村 博俊 議員	3 GIGA スクール構想について (1) これまでの取組の成果と課題について (2) 今後の推進について			
甲斐田 義弘 議員	1 ICT を活用した学校間等での遠隔授業の取組について			
長野 哲 議員	1 教育機会の確保について(1)不登校対策について(2)フリースクールへの公的支援について(3)子供の居場所づくりについて			
原口 和人 議員	2 いじめについて(1)小・中学校のいじめの現状について(2)今後のいじめ対策の取組について			

(教育部関係)

令和5年第6回(12月)久留米市議会一般質問回答要旨質問一覧(市民文化部関連)

質問議員	質 問 内 容				
<個人>	<個人>				
石田 眞一郎 議員	3 田主丸複合文化施設について(1)被災状況、現状について(2) 今後の取組について				
草場 公晴 議員	2 スポーツの振興について(1)スポーツ振興における地域活性化の取組状況、課題、特にプロスポーツチームの誘致について(2)eスポーツの推進の可能性について				
山﨑 ケブン 議員	3 e スポーツ普及の取組について(1) 現状について(2) 取組を前進させるための必要な条件について				
堺 太一郎 議員	1 閉館中の田主丸図書館の今後の在り方について				

(市民文化部関係)

個人

一問一答方式

【質問議員】 山﨑 ケブン 議員

【質問要旨】

- 1 小・中学校の外国語教育について
- (1) 外国語指導助手の活用状況について

【質問趣旨】

外国語指導助手の派遣人数と配置時間はどうなっているかを問う。

【回答要旨】

久留米市では、派遣業者との契約により、現在21名の外国語指導助手を市立小中学校に派遣しております。内訳としては、中学校派遣が9名、小学校派遣が12名となっております。年間配置時数は、小学校3・4年生の外国語活動が年間35時間のうち10時間以上、小学校5・6年生の外国語科が年間70時間のうち28時間以上、中学校外国語科で年間140時間のうち、25時間以上と設定し、派遣を行っております。

2回目

【質問趣旨】 JET プログラム利用や直接雇用はされているかを問う。

【回答要旨】

外国語指導助手の雇用形態といたしましては、JET プログラムの活用、自治体による直接雇用、労働者派遣業務契約があります。

久留米市においては、令和2年度までは労働者派遣業務契約に加えて、県から派遣されるJETプログラムによる外国語指導助手2名を中学校へ派遣しておりましたが、必要な人員の確保や費用・手続き等から、現状としましては労働者派遣業務契約のみとしております。

3回目

【質問趣旨】 民間業者を活用する理由は何かについて問う。

【回答要旨】

外国語指導助手の雇用においては、人材の安定的な確保が重要であると認識 しております。また、より効果的な授業を実践するために人材を育成する研修 や住宅をはじめ、生活環境などの支援も必要となります。これらを総合的に考 慮し、久留米市においては労働者派遣業務契約としております。

さらに、安定的な人材の確保と人材育成のための計画的な研修には、事業者 にとっても一定期間を見通した事業の担保が必要なため、契約期間を3年とし ております。

4回目

【質問趣旨】 民間業者を活用する場合と JET、直接雇用の場合の費用等の違いについて問う。

【回答要旨】

労働者派遣業務契約と JET プログラム、直接雇用の場合では、費用の項目に 違いがあるため、一概には比較できませんが、労働者派遣業務契約は、基本的 人件費に加え、研修や労務管理等の業務に係る費用が包括的に含まれます。

一方で、JET プログラムや直接雇用の場合は、基本的人件費以外に、負担金、 渡航費用、住居や通勤に係る費用等を別途負担する必要があるほか、労務管理 や生活面のサポートといった業務も付随して必要となります。 【質問要旨】 1 小・中学校の外国語教育について

(2) 年度途中の ALT の変更について

【質問趣旨】 年度途中で学校によって ALT の変更が発生しているのかについて問う。

【回答要旨】 外国語指導助手の配置については、同じ外国語指導助手を継続して配置する ことを基本としております。

年度途中で変更となった外国語指導助手は、この3年間で2名です。その理由は、家庭の事情により帰国したこと等によるものです。これら場合は、契約業者により速やかに代替の講師を配置する等の対応を行っております。

【質問要旨】 1 小・中学校の外国語教育について

(3) 今後 JET プログラムを通した雇用と直接雇用を増やす予定について

【質問趣旨】 今後、JET、直接雇用を増やす予定があるかについて問う。

なお、今後とも外国語教育の充実のため、外国語指導助手の活用は重要であると認識しておりますので、人材の確保と育成、サポート体制を充実させる様々な手法について、情報収集及び検討は継続してまいります。

一問一答方式

【質問議員】 堀田 洸太朗 議員

【質問要旨】 3 不登校児童生徒に対する市の対応について

(1) 現状と要因について

【質問趣旨】 近年の不登校児童生徒数の推移と、不登校の主な要因について伺いたい。

【回答要旨】 1 近年の不登校児童生徒数の推移について

近年の不登校児童生徒数の推移は、小学校において、コロナ禍前の令和元年度は 107 名、直近の令和4年度は 260 名、中学校では、令和元年度 215 名、令和4年度 440 名となっています。

令和4年度は、令和元年度の約2倍の不登校児童生徒数となるなど、小中学校ともに不登校児童生徒数は急激に増加しています。また、低年齢化も進んでいる 状況です。

2 不登校の主な要因

文部科学省の全国調査によりますと、不登校の主な要因として、近年最も多いのは、小中学校ともに、本人の「無気力・不安」となっており、令和4年度は小学校で36.9%、中学校で48.9%となっています。

次いで多いのが、小学校では、親の過干渉や放任などの「親子の関わり方」が 18.1%、中学校では「生活のリズムの乱れ」が11.4%となっております。 2回目

【質問趣旨】

「無気力・不安」が多い要因は何か。また、コロナ禍以降、増加している背景について伺いたい。

【回答要旨】

1 「無気力・不安」が多い要因

近年の「無気力・不安」が多い要因として、長期にわたったコロナ禍の影響が考えられます。児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変化し、休校や学級閉鎖など、家庭で過ごす時間が増加しました。

その結果、昼夜逆転など、生活リズムの乱れが起こりやすい状況が続いたこと、 また、学校行事の中止や縮小、活動の制約が続いたことで、登校する意欲が湧き にくい状況に陥る児童生徒が増加したことが考えられます。

2 コロナ禍以降、増加している背景

コロナ禍以降、不登校児童生徒が増加している背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法が制定され、個々の児童生徒の状況に応じた支援の必要性や多様な学びの場に対する社会的理解が進み、保護者の学校に対する意識が変化してきた影響が考えられます。

【質問要旨】

3 不登校児童生徒に対する市の対応について

(2) 今後の取組について

【質問趣旨】

現状の不登校児童生徒への取組について伺いたい。

【回答要旨】

各学校においては、「くるめアクションプラン」に基づき、毎日の児童生徒の登校状況の把握、アンケートや個人面談等を通して、児童生徒一人ひとりの状況 把握や心身のケアに努めるなど、不登校の未然防止・早期対応に取り組んでいるところです。

加えて、小学校では、生徒指導サポーターを 34 校に配置し、行き渋りの児童 への家庭訪問等を行っております。

中学校においては、校内教育支援教室を全校に設置し、教室に入れない生徒の学習支援や教育相談などの支援を行っております。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を活用し、児童生徒の心のケアや、児童生徒を取り巻く様々な問題の改善を図るなど、きめ細やかな支援に努めております。

2回目

【質問趣旨】

不登校児童生徒への今後の取組について伺いたい。

【回答要旨】

市教育委員会では、現在、不登校対応方針策定員会を立ち上げ、不登校経験者 やその保護者、有識者などの声を聞きながら、不登校対応方針の策定を進めてい るところです。

この中で、「不登校を生まない学校づくり」に向けた、安心して学べる環境づくりや、通いたいと思える魅力ある学校づくり、また、「不登校児童生徒の社会的自立」に向けた、学習支援、福祉・医療・民間団体等と連携した多様な居場所づくりについて、検討を行っているところでございます。

いずれにいたしても、不登校の原因や背景は多岐にわたることから、今後も、児童生徒一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいります。

一問一答方式

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 1 市立小・中学校への「チーム担任制」の導入について

【質問趣旨】 教員不足、働き方改革、大量退職・採用による教育の質の維持などの教育課題 の現状はどうなっているか。

【回答要旨】 1 教育課題の現状

近年の教員の大量退職大量採用により、欠員の発生や産休育休の代替が困難になるなど、教員不足は深刻な状況にあります。

また、本市の教員の年齢構成は50代の教員と20代の若手教員の二極化の状況となっており、ベテラン教員の指導力を若手教員へと引き継ぎ、教育の質を維持向上させていくことが課題となっております。

次に、働き方改革の現状につきましては、月平均の時間外在校時間は減少傾向にあるものの、中学校の令和4年度実績が47.8時間となるなど、目標の達成には至らず、さらに取組を進めていく必要があると認識しております。

2 教育課題への対応の考え方

今後、学校を取り巻く課題に柔軟(じゅうなん)に対応していくためには、教員間の連携や多様な人材による組織的な対応が必要であると考えております。

2回目

【質問趣旨】

教育課題解決のためチーム担任制を導入している自治体があるが、久留米市で の導入についての考えはどうか。

【回答要旨】

1 チーム担任制の効果と課題

「チーム担任制」は、複数の教員がチームで学級運営を行うものであり、子ども達にとっては、複数の教員と触れ合う機会が増えることやいろいろな教員に相談ができることなどの効果が期待できます。

また、教員にとっては、授業準備の役割分担による負担軽減につながるほか、 教員が互いの指導を見て、学び合いがしやすくなり、若手教員の育成につながる などの効果が期待できます。

その一方で、子どもや保護者がどの教員に相談すればよいか分かりづらいこと や教員間での情報共有時間の確保などが課題としてあります。

2 チーム担任制導入に対する認識

市教育委員会では、チーム担任制の考え方は、働き方改革や教育の質の維持向上につながる方法の1つであると考えております。

今後、先進自治体の事例を参考にしながら、本市の小中学校の状況を踏まえ、より良い学級運営のあり方について、学校と連携して検討していきたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 中村 博俊 議員

【質問要旨】

- 3 GIGAスクール構想について
- (1) これまでの取組の成果と課題について

【質問趣旨】 GIGAスクール構想に基づき、市立学校で1人1台端末が活用されているが、 その活用状況と課題を問う。

【回答要旨】

1. 1人1台端末の活用状況について

令和5年7月の調査では、1日平均で小学校は3.2回、中学校は2.0回、授業など教育活動の様々な場面で端末が活用されています。特に今年度は、小学4年生以上を中心に端末の持ち帰り学習を推進しており、夏休みには9割以上の学校で行ったほか、2学期からは4割の学校で「週に3回以上」行っています。

端末の活用は増加傾向にありますが、活用を更に伸ばしていくことが必要であると考えています。

2. 1人1台端末活用における課題

端末の活用においては、学校間あるいは学級間で差が生じていることも課題であると認識しています。端末の活用に差が生じないよう、全体的な底上げに取り組む必要があると考えています。

また、学校と家庭の学びを更に連動させるため、端末の持ち帰り学習を更に 徹底・定着していく必要があると認識しています。

2回目

【質問趣旨】

端末の持ち帰りにあたり、充電保管庫からの充電コードの脱着作業の負担が大きいと聞くが、何か対応できないか。

【回答要旨】

学級の人数によっては、充電コードの脱着に時間を要する場合があることを把握しておりますが、全ての児童生徒が家庭で充電できるだけの予備コードを配備するには財源的な課題があるところです。

今後、スクールサポートスタッフによる脱着の支援など、様々な工夫の中で改善に努めていきたいと考えています。

【質問要旨】

- 3 GIGAスクール構想について
 - (2) 今後の推進について

【質問趣旨】

教育の質の充実など更なる端末活用推進のため、研修等の教員支援や家庭の Wi-Fi 環境整備促進が必要と考える。今後の取組を問う。

【回答要旨】

1. 教員への支援について

市教育委員会では、教員への支援として「組織的な校内研修」「学校や教職員へのサポート」「教職員間の情報共有」が重要であると考えています。

具体的には、各校のICT推進リーダー教員を通じた校内研修の充実や、指導 主事によるプッシュ型等のきめ細やかな支援、教員向けポータルサイトでの情報 共有等を行っています。

今後も、それぞれの学校現場の状況に寄り添いながら、教員の指導力の向上等 に努めていきたいと考えております。 2. 家庭の Wi-Fi 環境整備状況について

令和5年5月の調査では、小中学校に通う児童生徒のうち、Wi-Fi 環境の無い家庭は2.7%でした。これは、2年前から約5ポイント減少しており、学校での端末活用や周知啓発等により、家庭のWi-Fi 環境に対する保護者の理解が進んだことによるものと考えています。

今後も、Wi-Fi の整備方法を分かりやすく案内したり、通信料が安価なモバイルルータの貸出等を通じ、家庭の更なるWi-Fi 環境の促進に取り組んでいきます。

2回目

【質問趣旨】

ICTを更に進めるためにも教員の負担軽減が必要だと考える。例えば、欠席連絡を電話ではなくメール等で受け付けられるようにすれば朝の忙しさも緩和されると思うが、今後の取組について伺いたい。

【回答要旨】

ICTを活用した教育活動を更に進めるために、教員の負担軽減を図ることは大切であると考えます。また、ICTを活用することで軽減される業務も多くあります。

あらゆる分野で DX 化の必要性が謳われておりますが、市教育委員会としましてもその一環として、現在、令和 6 年 4 月からの次期校務支援システムへの移行に向け、準備を進めています。

その中では「保護者地域連絡機能」があり、学校と保護者がICTを活用して、子どもの欠席情報や学校からのお知らせ等の情報共有ができるようになります。 引き続き、現場の困りごとやニーズの把握に努めるとともに、教職員の負担軽減を図りながら、ICTを活用した教育活動の充実に取り組んでいきます。

一問一答方式

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 4 ICTを活用した学校間での遠隔授業の取組について

【質問趣旨】 オンラインを活用した遠隔授業と教職員研修の取組状況を問う。

【回答要旨】

1人1台端末の活用により、距離や時間の制約を超えた情報のやりとりができるというICTの強みを生かし、今までできなかった出会いや体験を通した新たな教育が可能となりました。

具体的には、「久留米市内や全国各地の学校と交流して、互いの学校や地域の特徴を知る学習」「海外に暮らす児童生徒と交流し、異なる文化・生活を英語で紹介し合う学習」「不登校児童生徒の学びの機会を保障するためのオンライン学習」等を行っています。

また、教職員研修においてもオンライン研修を積極的に取り入れ、教職員が自由な時間に研修を受講できる柔軟性や、より良質な講師を招聘(しょうへい)できる専門性の確保に努めているところです。

2回目

【質問趣旨】

視野や交流の輪を広げるという将来性の点から、特に校外とのオンライン交流 が重要だと考える。校外とのオンライン交流の考え方を問う。

【回答要旨】 1. 校外とのオンライン交流の考え方について

オンライン授業は、様々な人々とのつながりにより、多様な文化や専門的な考

え方等に触れることができるなど、子どもたちの視野を広げ、学びを深めること に重要な役割を果たすものと認識しています。

2. 校外とのオンライン交流の取組について

本市においても、市内 15 校の小学校が参加した理科の合同授業や、姉妹都市である郡山市の小中学校との交流、全国にある同じ校名の学校との交流、エジプトの現地学校との交流等を行っています。

また、防災や環境問題に精通した方々との体験的な学習や、企業経営者によるキャリア教育など、様々な分野の専門家との交流学習も行っています。

今後は、各学校の創意工夫によって創出された優良事例を全市展開しながら、 ICT活用による特色を生かした実践が各校でさらに推進できるよう取り組ん でいきます。

3回目

【質問趣旨】 ICTを活用したこれからの学びの考え方を問う。

【回答要旨】

ICTは今後益々(ますます)私たちの暮らしの中に様々な形で活用されており、 ICTを使うことが不可欠な社会となっています。これからの学校教育において も、ICTを基盤的なツールとして、最大限活用してく必要があると考えていま す。

例えば、調べ学習で出された課題に対し、ある子どもはインターネットで検索し、別の子どもはオンラインで専門家にインタビューするなど、児童生徒の主体的な学びの選択肢のひとつとして日常的にICTがある、または不登校の児童生徒や、特別支援学級や院内学級に在籍する児童生徒がICTを活用することで様々な学びを体験し、新たな学びの可能性を得ることができる、そういった姿を実現していきたいと考えています。

ICTの活用により学びの主体性・多様性を担保し、子どもたちがワクワクする魅力的な学校づくりに取り組むことで、将来を担う子どもたち一人一人の可能性を最大限に引き出す教育に努めてまいります。

一問一答方式

【質問議員】 長野 哲 議員

【質問要旨】

- 1 教育機会の確保について
- (1) 不登校対策について

【質問趣旨】

不登校の定義について伺いたい。

【回答要旨】

「不登校」は、国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、定義されています。

具体的には、「年間 30 日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。」とされています。

2回目

【質問趣旨】

全国的に不登校が増えていると思うが、近年の不登校出現率の推移や令和4年度の学年別の傾向、出席日数が10日以下の児童生徒の人数について伺いたい。

【回答要旨】 1 不登校出現率の推移

近年の本市の不登校出現率ですが、小学校は、令和3年度1.3%、令和4年度1.5%、中学校は、令和3年度3.9%、令和4年度は5.8%となっており、小・中学校ともに全国同様増加傾向にあります。

2 学年別の傾向について

令和4年度の学年別の不登校児童生徒数については、小学低学年35名、中学年86名、高学年139名、中学1年131名、2年179名、3年130名となっており、中学3年を除き、学年が上がるにつれて増加しています。

特に、小学1年から2年の低学年における不登校児童数は、令和元年度9名だったものが、令和4年度には35名と、4倍近く増加しており、不登校が低年齢化している傾向にあります。

3 出席日数が10日以下の児童生徒の人数について

令和4年度の出席日数が10日以下の児童生徒の人数については、小学校が260名のうち14名、中学校が440名のうち59名となっております。

3回目

【質問趣旨】 不登校児童生徒に対する支援の取組について伺いたい。

【回答要旨】 不登校は、その要因、背景が多様、複雑であることから、市立小中学校すべてに、スクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する等、専門的な相談体制を整備しています。

また、小学校においては、行き渋りの児童への家庭訪問等を行う「生徒指導サポーター」を34校に配置するとともに、中学校においては、学級の教室以外の居場所として、校内教育支援教室を全17校に設置しています。

さらに、学校外の居場所として「校外教育支援教室らるご久留米」を設置する 等、不登校児童生徒の状態に応じた様々な取組を実施しています。

【質問要旨】 1 教育機会の確保について

(2) フリースクールへの公的支援について

【質問趣旨】 フリースクールの意義をどのように捉えているか伺いたい。

【回答要旨】 不登校児童生徒の一人一人の状態に応じた、きめ細かい支援を行うためには、 様々な受け皿が必要であると考えています。

そのような中、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されるフリースクールは、不登校状態にある子ども達の受け皿としての役割を果たす上において、必要なものであると認識しています。

2回目

【質問趣旨】 フリースクールへの助成を行っている自治体もあるが、助成についてどのよう に捉えているか、伺いたい。

【回答要旨】 国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」では、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携強化が示されています。

そのため、本市においても、市内のフリースクールを見学したり、フリースクール関係者と意見交換をするなど、まずは、学校とフリースクールとの連携強化を図っていきたいと考えています。

フリースクールへの助成については、今後も国県の動向を注視していきたいと 考えております。 【質問要旨】 1 教育機会の確保について

(3) 子供の居場所づくりについて

【回答要旨】 本市における不登校児童生徒の居場所づくりについては、校内と校外の2つがあります。

校内の居場所としては、全ての市立中学校に「校内教育支援教室」を設置して おり、不登校傾向及び不登校の生徒が安心して、自分のペースに合った学習支援 や相談を受ける環境づくりに努めています。

校外の居場所としては、「校外教育支援教室らるご久留米」を設置しており、 学校に登校していない小学4年生以上の児童生徒を対象に、学習支援に加え、ハイキングなどの体験活動を通して、「心の安定」や「心のエネルギーの回復」から「基本的生活習慣の改善」を図り、社会的に自立できるように支援しています。

2回目

【質問趣旨】 低年齢化が進んでいる中、居場所的な取組について、今後、どのような対応を するのか、伺いたい。

【回答要旨】 市教育委員会としましては、小学校における不登校児童の増加や低年齢化を受け、低学年から利用できる居場所づくりを検討する必要があると考えています。 今後とも、子どもたちが安心して利用できる居場所づくりは重要であると考えておりますので、その充実に向けて取り組んでまいります。

2回目から一問一答方式

【質問議員】 原口 和人 議員

【質問要旨】 2 いじめについて

(1) 小・中学校のいじめの現状について

【回答要旨】 1 いじめの認知件数について

久留米市における、いじめの認知件数ですが、令和3年度につきましては、小学校で1888件、中学校で226件、令和4年度につきましては、小学校で2720件、中学校で368件となっております。

2 いじめの重大事態、自殺に繋がった事案について

次に、いじめの重大事態につきましては、「いじめ防止対策推進法」において 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」または、 「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認め るとき」と規定されています。

久留米市においては、令和3年度、4年度ともに、いじめの重大事態、および、 いじめによる自殺はありませんでした。 【質問要旨】 2

2 いじめについて

(2) 今後のいじめ対策の取組について

【質問趣旨】

現状のいじめ対策の取組を伺いたい。

【回答要旨】

1 基本的な取組

各学校におきましては、まずは、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもたちがお互いの存在や多様性を認め合えるよう、豊かな心の教育に力を入れています。

2 具体的な取組

また、早期発見に向けては、毎月の「学校生活アンケート」や「いじめ問題対 応強化月間」における児童生徒へのアンケート、保護者へ「家庭用チェックリス ト」を実施するなどの取組を行っております。

さらに「校内いじめ問題対策委員会」において、情報を正確に集約し、迅速に 指導方法や対応策を協議するなど、組織的な対応に努めております。

一方、市教育委員会におきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置や教育相談電話等、いじめに関する相談を受けるための体制を構築しています。

また、教職員のいじめに対する感度を高めるための研修を実施しております。

2回目

【質問趣旨】

いじめに係る教職員の研修の具体について伺いたい。

【回答要旨】

いじめに関する教職員の研修は、管理職や担任等の実務者に対して系統立てて実施しております。

管理職に対しては、「チーム学校におけるいじめの組織的な対応の在り方」を テーマに、いじめ対応に関するマネジメント研修を毎年 実施しております。

また、担任等の実務者に対しては、いじめの事例を取り上げ、早期発見や早期 対応のスキル向上に繋げる実践的な研修を実施しております。

さらに、若年教員に対しては、いじめの定義や本市におけるいじめの実態、校内組織や保護者と連携した、いじめ事案への基本的な指導の在り方についての研修を実施しております。

今後も、教職員の力量の向上に向けた、研修の充実に努めてまいります。

3回目

【質問趣旨】

いじめの早期発見、早期対応に向けた教職員と児童生徒との信頼関係の構築について伺いたい。

【回答要旨】

教職員が、児童生徒からの SOS に「気付くこと」ができる重要な役割を担っているという自覚のもと、児童生徒との信頼関係を構築することは、いじめの対応をする上で大変重要だと認識しております。

そのため、まずは担任については、日常的に児童生徒への働きかけを通して、 児童生徒一人一人のよさや本人が抱える不安や悩み等を共感的に受けとめるこ とが重要となります。

また、学級担任だけでなく、学年主任や部活動の顧問等による複数の教職員からの声掛けや励ましなど組織的な働きかけも必要となります。

今後とも、児童生徒との信頼関係の構築が重要であるという認識のもと、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

個人

一問一答方式

【質問議員】 石田 眞一郎 議員

【質問要旨】

3 田主丸複合文化施設について (1)被災状況、現状について

【質問趣旨】

田主丸複合文化施設の被災状況について教えてほしい。

【回答要旨】

田主丸複合文化施設はホール、生涯学習、図書館の機能を併せ持つ施設でございまして、被害の状況といたしましては、生涯学習施設、図書館、ロビーにつきましては浸水に伴い床が水を含み隆起し、床下には土が堆積するなどの被害にあっております。図書については、書架の最下段にあった1,500冊ほどが浸水被害を受けたため、除籍処分をいたしました。

また、ホールにつきましても舞台が浸水し舞台装置や空調に被害が及ぶとと もに、客席も半数近くが被害を受けたところでございます。

2回目

【質問趣旨】 被害状況を踏まえ、現状どのように対応しているのか。

【回答要旨】

被災後は、予定しておりましたコンサートや生涯学習事業につきましては、 残念ながら中止するとともに、利用者の皆様には、利用中止の連絡や代替の施 設の紹介等を行ってきたところでございます。

9月からは、計画していました生涯学習事業につきましては、田主丸保健センターの調理実習室や田主丸アリーナの研修室を活用し、実施しているところでございます。

また、図書館サービスとしましては、移動図書館グリーン号の巡回を田主丸地域内1ヶ所から7ヶ所、すべての校区に拡大しました。また、乳幼児の早い段階から読み聞かせのきっかけづくりを目的としたブックスタートを、会場を変更し再開しております。

【質問要旨】

- 3 田主丸複合文化施設について
- (2) 今後の取組について

【質問趣旨】

生涯学習事業については、他施設を活用して一定実施されているとのことだが、文化芸術、図書館分野について、今後どのように取り組むのか。

【回答要旨】

1 文化芸術について

市民の皆様が、文化芸術に接する機会を確保することは重要だと 考えておりますので、田主丸地域のコミュニティ施設等を活用した、音楽等の鑑賞機会の創出やワークショップの開催等について検討しているところです。

なお、来年3月には、竹野校区コミュニティセンターにおいて、 地域の 皆様に音楽を鑑賞いただく演奏会を開催する予定です。

2 図書館サービスについて

図書館サービスにつきましては、田主丸地域内の公共施設を活用し、本の貸出や返却、予約本の受取ができる仮出張所の設置を検討しており、準備ができ次第、開設してまいります。

一問一答方式

【質問議員】 草場 公晴 議員

【質問要旨】

- 2 スポーツの振興について
- (1) スポーツ振興における地域活性化の取組状況、課題、特にプロスポーツチームの誘致について

【質問趣旨】

スポーツ振興は、経済効果、地域活性化、観光客の増加等につながる重要な取組だが、特に、地域活性化の取組状況、課題について伺いたい。

【回答要旨】

1 地域活性化の取組状況

現在、久留米市では、市スポーツ協会や競技団体、福岡県と連携し、テニスの国際大会や、全国規模の弓道、柔道、バドミントンなどの、多くの方々が久留米市にお越しいただけるような大規模大会を 誘致・開催しております。

また、将来、世界で活躍し、市を盛り上げてくれるようなジュニアアスリートに対し、遠征費(えんせいひ)といった活動費を支援するなど、ジュニアアスリートの育成に力を入れています。

このほかにも、イベント等を通じて市民がスポーツに親しむ機会を提供するなど、様々な取組を行いながら、スポーツによる地域活性化を図(はか)っているところです。

2 課題

課題といたしましては、大規模大会の開催には、審判などの資格を有する運営スタッフの育成やボランティアの確保が必要なこと、 また、地域のスポーツ振興やジュニアアスリートの育成においても、指導者の育成・確保が必要であると考えております。

2回目

【質問趣旨】

プロスポーツチームが地域にあることで、経済、地域活性化、ジュニアアスリート育成にもつながると考える。その誘致については、久留米市のみではなく他市と共同で行う方法もあると思う。プロスポーツチーム誘致について、市の考えを伺いたい。

【回答要旨】

プロスポーツチームの誘致につきましては、チームの活動拠点と なる施設 の確保や、運営の主体となる企業や協賛(きょうさん)していただく スポンサーの存在、さらには地元住民や関係団体の皆様のご理解と ご支援が必要になると考えております。

そのような中、久留米大学のご協力により女子7人制ラグビーの ナナイロ プリズム福岡が久留米市を本拠地として活動いただいて おります。

今後も、チーム関係者から、プロスポーツチームの誘致について 相談があった際は、その実現性について市スポーツ協会や競技団体、活動の拠点を管理する指定管理者等と協議を行ってまいりたいと 考えております。また、事例で紹介いただきました他自治体と共同で誘致を行う場合には、拠点施設の準備や組織体制など、自治体間の 調整に難しさはございますが、必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。

2回目

【質問趣旨】

プロスポーツチームの試合の誘致に対する今後の取組は。また、本市拠点のナナイロプリズム福岡に対し、市を挙げての認知拡大までには至っていないように 感じるが、今後の協力の取組は。

【回答要旨】

1 プロスポーツチームの試合の誘致に対する今後の取組

プロスポーツの試合の誘致は、スポーツ振興やジュニアアスリートの育成 等にも非常に効果があると考えております。

今後も、市スポーツ協会や各種関係団体と連携し、プロの試合の 誘致に 積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2 ナナイロプリズム福岡に対する現状と今後の取組

本市を拠点とするナナイロプリズム福岡とは、令和4年度に連携 協定を 結び、スポーツ講習会の講師を派遣していただいたり、チームや選手の活躍 を市の広報ツールでPRしたりと、相互に連携して取り組んでおります。

今後も、更に、情報交換を強化し、より効果的な周知や事業展開となるよう取り組みを進めることにより、市として応援していく機運を盛り上げていきたいと考えております。

【質問要旨】

- 2 スポーツの振興について
- (2) eスポーツの推進の可能性について

【質問趣旨】 e スポーツの推進の可能性について市の見解を伺う。

【回答要旨】

1 eスポーツに対する認識

eスポーツは、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に、場所を問わずに取り組めるなど、新たな社会的意義と経済効果が期待されている新たな分野であると認識しております。

久留米市内でも、民間事業者によるイベントの開催や、高校生の 全国大会への出場などで、徐々に認知度が高まりつつあると考えております。

2 久留米市の見解

このように、eスポーツを活用したイベントの開催は、交流人口の増加や地域の活性化につながるような可能性を秘めているものと考えております。

一方で、ゲームへの依存性を懸念する声や、開催に向けてのノウハウ不足などの課題もあることから、具体的な検討については、行っていないのが現状でございます。

2回目

【質問趣旨】

他の自治体のように、民間企業との連携や協力、市の特性を活かした取り組みはできないのか。

【回答要旨】

1 民間企業や他の自治体の取組について

民間企業の中では、eスポーツの魅力を発信する大会やイベントを開催するなど、eスポーツの普及や市場の拡大を目指しております。

また、eスポーツに関連する産業や観光の振興を図り、地域の活性化につなげることを目的に、自治体がイベントを開催する事例もあり、多くの来場者があったり、新たな雇用が生まれたりするなど、地域の魅力向上にも効果が出ていると承知しております。

2 久留米市の考え方

久留米市といたしましては、現在のところ、積極的な民間事業者との連携 については考えておりませんが、民間事業者からの協力要請があった場合に は、どのような関わり方があるのか検討してまいりたいと考えております。 一問一答方式

【質問議員】 山﨑 ケブン 議員

【質問要旨】 3 e スポーツ普及の取組について

(1) 現状について

【質問趣旨】 eスポーツに対する久留米市の取り組みの現状を伺う。

【回答要旨】 1 e スポーツに対する取り組みの現状

e スポーツについては、市内でも民間事業者が主催する体験会などが開催されており、来場者に人気の催しになっていると認識しております。

また、全国の自治体の中には、自治体が主催するeスポーツのイベントの事例もございますが、久留米市では、現状スポーツの催しなど、具体的な事業の実施についての検討は行っておりません。

【質問要旨】 3 e スポーツ普及の取組について

(2) 取組を前進させるための必要な条件について

【質問趣旨】 eスポーツを普及させるためにはどのようなことが必要か。また、eスポーツ をどのように捉え、取り組んでいくのか。

【回答要旨】 1 e スポーツの普及について

e スポーツを普及していくためには、認知度を高めていくことが必要である と考えております。

まずは、民間が主導して市民への啓発が進められるものと認識しておりますが、eスポーツに対する市民の理解が深まることによって、e地域の活性化につながる可能性も出てくるものと考えております。

2 今後について

e スポーツについては、国籍や性別、年齢や障害の有無(うむ)にかかわらず、 誰もが楽しめるものであると認識しております。

また、競技人口や市場も年々拡大しており、今後大きな可能性を秘めた分野であると考えております。

そのような点も踏まえながら、まずは、行政としてどのような関わり方ができるのかについて、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 堺 太一郎 議員

【質問要旨】 1 閉館中の田主丸図書館の今後の在り方について

【質問趣旨】 図書館の機能として、生活に密着した居場所としての機能もあると思うが、市としてはどう認識しているか。

【回答要旨】 図書館は、市民の学びと情報の拠点として、多様な図書資料や情報を収集、 整理、保存し、提供しております。

令和4年度の田主丸図書館は、貸出者が延べ22,110人、貸出冊数が9

3,004冊の利用があり、田主丸図書館は地域にとって、生活に密着した読書環境の拠点として、なくてはならない図書館であると認識しております。

2回目

【質問趣旨】 閉館中の田主丸図書館の代替施設の検討について、代替施設確保の時期や実施 スケジュールについて明確にできないか。

【回答要旨】 現在、田主丸地域内の公共施設の会議室などを活用し、本の貸出や返却、予 約本の受け取りができる仮出張所の設置などを検討しております。

開設の時期につきましては、図書館システムを設置するために必要な通信環境の準備を行っているところです。年度内のなるべく早い時期に開設できるよう進めてまいります。

12月定例教育委員会資料 令和5年12月25日 教育部学校教育課

中学校英語スピーチコンテスト実施報告

- 1 第31回久留米市中学校英語スピーチコンテスト
 - ○期 日 令和5年10月4日(水)午後
 - ○会場 えーるピア久留米 視聴覚ホール
 - 〇出場校 久留米市立中学校(17校)、福岡教育大学附属久留米中学校、 久留米信愛中学校
 - ○出場者 各学校1名(19名)

課題の部14名、自由の部5名

○表 彰 各部門の優勝・準優勝、参加者全員に優秀賞

※各部門の優勝者を北筑後中学生英語スピーチコンテストに推薦

2 次年度に向けて

(1) 部門変更

自由の部のみとする。

- (2) 変更理由
 - R6県コンテストは、自由の部のみとなるため。
 - ・生徒が自分の気持ちや考えを主張する機会を設けるため。
 - ・各学校において、「話すこと(発表)」の学習活動を充実させるため。
- (3)変更にあたって

自由の部 (スピーチ) に向けた取組 (授業での実践、代表者に対する指導法など) について、市内中学校教員の研修の場において啓発する。

(4) その他

第32回久留米市中学校英語スピーチコンテスト

期日:令和6年10月2日(水)

会場:えーるピア久留米 視聴覚ホール

第3回「探究心の炎を燃やそう」 子どもの個性あふれる取組について

1 趣旨

久留米市教育委員会では、大会やコンクール等で成果を発表する機会が少ない分野に おいて、探究心や好奇心を持って個性あふれる取組をしている児童生徒にスポットを当 て、ともに未来を創る「くるめっ子」の育成を進めています。

3回目の実施となった今年度は、前年度応募の 40 取組から 101 取組へと 2.5 倍増加しました。

また、昨年度に引き続き、北原ウエルテック株式会社様にご協賛をいただき、北原ウエルテック賞及び北原ウエルテック特別賞を贈呈しております。

2 入賞

① 応募があった101取組の中から、9つの取組が受賞しました。

区分	学校・氏名	タイトル	備考
特別賞	日吉小6年・3年 ^{さかいの} ほずみ ほとね 境野 秀泉・秀音	身近にある日本の伝統文化や技術 を知ってほしい。	表彰状 図書カード
特別賞	東国分小2年 みやはら なおひさ 宮原 尚久	点字の読み方	表彰状 図書カード
奨励賞	篠山小4年 ^{おおくま ゆうご} 大隈 勇吾	ゲンゴロウの生息地について	表彰状 図書カード
奨励賞	東国分小6年 ましかわ かいと 吉川 海翔	防災について考える	表彰状 図書カード
ユニーク賞	御井小3年 ^{しみず} けいりゅう 清水 敬 龍	ポケモンカードのフロクの重さを はかってレアカードをあてる	表彰状 図書カード
北原ウエルテック 特別賞	南薫小5年 なかおか いっき 中岡 祈希	その後	表彰状 副賞
北原ウエルテック 特別賞	水縄小4年 とよるく おうすけ 豊福 旺佑	科学者への道	表彰状 副賞
北原ウエルテック賞	篠山小5年 ^{おごし ゆうじ} 生越 優司	トミカしゅうのうケース	表彰状 副賞
北原ウエルテック賞	上津小2年 ^{うえまっ かいせい} 植松 海晴	リニアモーターカーをつくった よ。	表彰状 副賞

(裏面へ続く)

② 過去の受賞者の継続研究として、4つの取組が受賞しました。

区分	学校・氏名	タイトル	備考
特別奨励賞	御井小4年 55 え れお 浦江 怜央	そだてたよ!カブトムシ (第2回特別賞受賞者の継続研究)	図書カード
特別奨励賞	竹野小6年 こが たくみ 古賀 匠	石垣の進捗状況 2023 年 (第1回教育長賞受賞者の継続研究)	図書カード
特別奨励賞	南薫小5年 なかおか いっき 中岡 祈希 (再掲)	その後(再掲) (第2回北原ウエルテック賞の継続 研究)	図書カード
特別奨励賞	水縄小4年 豊福 旺 佑 (再掲)	科学者への道(再掲) (第2回北原ウエルテック賞の継続 研)	図書カード